東京都板橋区農業委員会

第24期第9回定例総会議事録

令 和 3 年 3 月 2 6 日 於 下赤塚地域センター第1洋室 (赤塚庁舎3階)

第24期第9回板橋区農業委員会定例総会

開催日時 令和3年3月26日(金)午後2時00分

場 所 下赤塚地域センター第1洋室

(赤塚庁舎3階)

出席委員 11名 下記のとおり

記

議席番号	氏	名	議席番号	氏	名	議席番号	氏	名
1	福島	聡司	5	本橋	政春	9	木村	博之
2	染宮	利章	6	安井	一郎	10	田中	いさお
3	μп	賢治	7	春日	實	11	久保	秀一
4	會田	幸夫	8			12	榎本	勇

議事

1 協議事項

(1) 相続税納税猶予に関する適格者証明書及び農園用地貸付けを行った (資料1) 旨の証明書の発行について

2 報告事項

(1) 農地転用届出の専決処分報告について	(資料2)
合計5件 (内訳:4条関係0件、5条関係5件)	
(2) 地目変更登記に係る照会に対する調査結果について	(資料3)
(3) 農地法第3条の3第1項届出の専決処分報告について	(資料4)
(4) 農地利用集積計画に対する調査について	(資料5)
(5) 国有農地見回り調査の結果について	(資料6)
(6) 農地管理指導について	(資料7)

3 その他

(1) その他

4 次回日程

日 時 令和3年4月26日(月) 午後2時00分 開会 場 所 下赤塚地域センター第1洋室(赤塚庁舎3階)

議 長 山口 賢治 会長 署名委員 木村 博之 委員 田中 いさお 委員

出席係員

 宮津
 毅
 事務局長

 岸
 幸夫
 農政担当係長

石田 眞人 書記

事務局長

只今より、第24期第9回農業委員会定例総会を開会させていただきます。

会長、進行をお願いいたします。

会

長」皆さま、こんにちは。

早速ではありますが、定例総会を始めさせていただきます。

本日の署名委員は、木村博之委員、田中いさお委員を指名させていただきます。

それでは、協議事項(1)相続税納税猶予に関する適格者証明書及び 農園用地貸付けを行った旨の証明書の発行について、事務局、お願いい たします。

事務局長

資料1、1ページをご覧ください。相続税納税猶予に関する適格者証明書及び農園用地貸付けを行った旨の証明書の交付申請が出ておりますので、概要をご説明させていただきます。相続人と被相続人の住所及び氏名は記載のとおりです。相続開始年月日は令和2年6月20日です。現地の確認は、3月15日に會田幸夫会長職務代理者にご確認いただいております。

1ページ、2ページ、3ページをご覧ください。1件目の対象生産緑地は生産緑地番号80です。徳丸五丁目9番3、9番5の2筆で、面積はそれぞれ1、215平方メートル、664平方メートルで合計面積は1、879平方メートルです。対象の生産緑地の場所は1ページの位置図のとおりです。

続きまして、5ページ、6ページ、7ページ、8ページをご覧ください。2件目の対象生産緑地は生産緑地番号80の残りの徳丸五丁目8番7、<math>8番8、88903筆、面積はそれぞれ701平方メートル、

- 315平方メートル、357平方メートルで合計は1,373平方メートルと生産緑地番号47の西台三丁目57番1、57番2の2筆、面積はそれぞれ702平方メートル、742平方メートルで合計は
- 1,444平方メートルです。対象の生産緑地の場所は5ページの位置図のとおりです。

生産緑地番号47については、併せて農園用地貸付けを行った旨の証明願が出ています。

現地の状況をご覧いただき、問題がなければ2ページ、7ページ、10ページの証明書を発行したいと思います。現地の詳細については書記からご説明いたします。

書記

じゃがいも、ブロッコリー、里芋、モロヘイヤ、ブルーベリーなど様々な野菜が敷地一面に植えられておりました。ハウスではニンニク、アスパラ、コマツナを育てるとのことでございます。かなりの広さがあり、

肥培管理が大変であるとの印象ですが、証明書の発行にあたり、問題はないと考えております。

会 長

この件につきまして、ご意見、ご質問等ございますか。特にないようですので、証明書の発行をお願いいたします。

続きまして、報告事項(1)農地転用届出の専決処分報告について、 事務局、説明をお願いいたします。

事務局長

それでは資料2、11ページをご覧ください。

農地法第5条第1項第7号の規定による届出でございます。こちらは、令和3年2月11日から令和3年3月10日までに届出があったもので5件ございます。

専決番号1、土地の所在が徳丸一丁目377番6、377番61、377番62の3筆でございます。いずれも登記簿上の地目は畑、現況は不耕作地です。面積はそれぞれ86平方メートル、76平方メートル、76平方メートルで合計238平方メートルです。転用の目的は分譲住宅でございます。権利の譲渡人、譲受人の住所、氏名、職業については記載のとおりです。おおむねの位置ですが、12ページの下の図の専決番号1で、不動通りの東側、西徳通りの南側です。現地の詳細については、書記から画面でご説明いたします。

書記

こちらは元国有農地で払い下げがあったところでございます。現況は不耕作地となっており、令和3年4月着工、令和3年9月完了予定、木造2階建て1棟、木造3階建て2棟、各棟延べ床面積100平方メートルの分譲住宅の建築予定となっております。

事務局長

続きまして、専決番号2、土地の所在が赤塚二丁目650番15でございます。

登記簿上の地目は畑、現況は不耕作地です。面積は168平方メートルで、転用の目的は店舗・共同住宅でございます。権利の譲渡人、譲受人の住所、氏名、職業については記載のとおりです。おおむねの位置ですが、13ページの上の図の専決番号2で下赤塚駅の北西、下赤塚小学校の南東側です。現地の詳細については、書記から画面でご説明いたします。

書記

現況は店舗兼共同住宅となっており、鉄筋コンクリート造3階建て、延床面積257.94平方メートルで、現況に対する届出でございます。

事務局長

続きまして、専決番号3、土地の所在が西台二丁目1683番1でございます。

登記簿上の地目は畑、現況は不耕作地でございます。面積は288平 方メートルで、転用の目的は個人住宅でございます。権利の譲渡人、譲 受人の住所、氏名、職業については記載のとおりです。おおむねの位置 ですが、13ページの下の図の専決番号3で志村第五小学校の北西側で す。現地の詳細については、書記から画面でご説明いたします。

書記

現況は不耕作地となっており、令和3年6月着工、令和3年9月完了 予定、木造2階建て1棟、延べ床面積151.54平方メートル、個人 住宅の建築予定となっております。

事務局長

続きまして、専決番号4、土地の所在が向原一丁目1572番38で ございます。

登記簿上の地目は畑、現況は不耕作地でございます。面積は99平方メートルで、転用の目的は個人住宅でございます。権利の譲渡人、譲受人の住所、氏名、職業については記載のとおりです。おおむねの位置ですが、14ページの上の図の専決番号4で小竹向原駅の東側です。現地の詳細については、書記から画面でご説明いたします。

書記

現況は木造2階建ての個人住宅となっており、令和3年6月着工、令和3年8月完了予定、軽量鉄骨造3階建て1棟、延べ床面積約156平方メートル、個人住宅の建築予定となっております。

事務局長

続きまして、専決番号5、土地の所在が赤塚三丁目562番15、 562番16の2筆でございます。

登記簿上の地目はいずれも畑、現況は不耕作地です。面積は677平 方メートル、1,353平方メートル、合計2,030平方メートルで、 転用の目的は有料老人ホームでございます。権利の譲渡人、譲受人の住 所、氏名、職業については記載のとおりです。おおむねの位置ですが、 14ページの下の図の専決番号5で赤塚第二中学校の東側です。現地の 詳細については、書記から画面でご説明いたします。

書記

現況は不耕作地となっておりました。令和3年1月末までは赤塚三丁目第1農園の区民農園として利用されていたところでございます。令和3年10月着工、令和5年5月完了予定の鉄筋コンクリート造、地下1階地上4階建1棟、延べ床面積4,131.11平方メートルの有料老人ホームの建築予定となっております。

会 長

この5条関係5件につきまして、ご質問等ございましたら、お願いいたします。

特にないようですので、次に進めさせていただきます。

報告事項(2)、地目変更登記に係る照会に対する調査結果について、 事務局、説明をお願いします。

事務局長

資料3、15ページをご覧ください。

地目変更登記に係る照会に対する調査結果についてのご報告でございます。こちらは、令和3年2月11日から令和3年3月10日までの間に照会があったもの4件でございます。

番号1、土地の所在が大谷口北町74番5でございます。地目は畑、面積は199平方メートルで、現況は非農地でございます。土地所有者及び住所は記載のとおりです。こちらについて調査したところ、転用届出の経緯はございませんでしたので、その旨を2月22日付、東京法務局板橋出張所に回答しております。おおむねの位置ですが、16ページの上の図の番号1で日大板橋病院の西側です。現地の詳細については書記から画面でご説明いたします。

書記

現況は木造2階建ての共同住宅と個人住宅となっておりました。非農地である旨を法務局に回答しております。

事務局長

続きまして、番号2、土地の所在が中台二丁目1312番2です。地目は畑、面積は68平方メートルで、現況は非農地でございます。土地所有者及び住所は記載のとおりです。こちらについて調査したところ、転用届出の経緯はございませんでしたので、その旨を2月22日付、東京法務局板橋出張所に回答しております。おおむねの位置ですが、16ページの下の図の番号2で日大豊山女子高等学校の東側です。現地の詳細については書記から画面でご説明いたします。

書記

現況は不耕作地となっており、建物と建物との間の細長いところでございます。分かりづらいので、地図と公図を見ていただきたいと思います。幅約1メートル、奥行き約68メートルで、画面左側の個人住宅5棟分、画面右側建物1棟分の間の細長い部分となります。非農地である旨を法務局に回答しております。

事務局長

続きまして、番号3、土地の所在が向原一丁目1390番1です。地目は畑、面積は498平方メートルで、現況は非農地でございます。土地所有者及び住所は記載のとおりです。こちらについて調査したところ、転用届出の経緯はございませんでしたので、その旨を3月11日付、東京法務局板橋出張所に回答しております。おおむねの位置ですが、17ページの上の図の番号3で小竹向原駅の東側です。現地の詳細については書記から画面でご説明いたします。

書記

現況は鉄筋コンクリート造4階建ての共同住宅となっておりました。 非農地である旨を法務局に回答しております。

事務局長

続きまして、番号4、土地の所在が向原一丁目1388番2、 1388番11、1397番3、1398番1、1398番2、 1403番2、1403番8の7筆です。地目はいずれも畑、面積は合計1,486平方メートルで、現況はいずれも非農地でございます。土地所有者及び住所は記載のとおりです。こちらについて調査したところ、転用届出の経緯はございませんでしたので、その旨を3月11日付、東京法務局板橋出張所に回答しております。おおむねの位置ですが、17ページの下の図の番号4で小竹向原駅の東側です。現地の詳細については書記から画面でご説明いたします。

書記

建物4棟分となっており、地図の緑の部分でございます。現況は1棟目が鉄筋コンクリート造3階建ての共同住宅となっており、2棟目、3棟目が鉄筋コンクリート造2階建ての共同住宅となっており、4棟目が3階建ての個人住宅となっておりました。非農地である旨を法務局に回答しております。

会 長

この件につきまして、ご質問等ございましたら、お願いいたします。特にないようですので、次に進めさせていただきます。

報告事項(3)、農地法第3条の3第1項届出の専決処分報告について、事務局、説明をお願いします。

事務局長

資料4、18ページをご覧ください。 届出年月日は、令和3年3月10日、届出者の住所及び氏名は記載のとおりでございます。土地の所在は板橋区赤塚三丁目556番1、557番1、559番5の3筆で、地目はいずれも畑で現況は556番1及び559番5は不耕作地、557番1は畑で現在、赤塚三丁目第2農園の区民農園として区がお借

りしております。面積は合計3,371平方メートルです。権利を取得した日付は令和2年6月9日で、事由は相続でございます。令和3年3月10日に現地を確認し、3月15日に受理通知書を発送いたしました。現地の詳細については書記から画面でご説明いたします。

書記

557番1については、赤塚三丁目第2農園の区民農園として利用されております。

556番1及び559番5については、現況は共同住宅と駐車場になっております。地目の現況が宅地となっているものが2筆ありますが、本来は農地法第4条の届出を出してもらう必要があり、その旨を届

出代理人にお伝えしましたが、委任外ということで対応できないとの回答でした。

会長しこの件につきまして、ご質問等ございましたら、お願いいたします。

福島委員 農地法第4条の届出が必要である旨を書面で交付してはいかがでしょうか。登記官照会があった際に地目が登記簿と現況とで違うことがわかると罰則が科せられるため、区として所有者に農地法第4条の届出が必要である旨を書面でお知らせすることが望ましいと思います。

事務局長 ご意見をいただいたので、本件の所有者に働きかけを行い、次回の定 例総会でご報告いたします。

会 長 農地法第3条の届出はあまりないですよね。

書記「所有者からお問合せがあった際に届出を依頼しております。

福島委員 農地法第3条の3第1項の届出は義務であるため、農地法第4条の届出と合わせて農業者に書面で案内するとよいと思います。

事務局長|農業者の方への案内方法について検討いたします。

会 長 続きまして、報告事項(4)農用地利用集積計画に対する調査について、事務局、説明をお願いいたします。

事務局長 こちらは書記からご説明いたします。

書

숲

記 資料5、20ページをご覧ください。朝霞市農業委員会会長より、農 用地利用集積計画に対する調査の依頼がございました。これは、板橋区 の農業者が朝霞市に農地を借りたいとの申し出を行ったため、この板橋 区の農業者の情報を提供してほしいというものでございます。当該農業 者に同意を得たうえで、令和2年度に実施しました「農業経営実態調査 票」の写しにより回答いたしました。

> 朝霞市の土地の所在地は、画面をご覧ください。東京外環自動車道の 和光北インターチェンジの北西に位置しており、水道道路の西側で朝霞 市立第九小学校の北側でございます。

長 この件につきまして、ご質問等ございましたら、お願いいたします。 特にないようですので、次に進めさせていただきます。 報告事項(5)、国有農地見回り調査の結果について、事務局、説明 をお願いします。

事務局長

こちらも書記からご説明いたします。

書記

資料6、29ページをご覧ください。

昨夏に調査を行った転用貸付地については、現況に変更が生じる可能性が低いため、今回は未貸付地及び農耕貸付地について調査を実施いたしました。3月18日に事務局職員2名で調査いたしました、10件についてご報告いたします。

1番をご確認ください。赤塚新町一丁目でございます。下赤塚駅の線路沿いに位置しております。前回と変わりございませんでした。

続きまして2番、小茂根三丁目でございます。看板が立てられ、防草 シートが敷かれておりました。前回と変わりございませんでした。

続きまして3番、同じく小茂根三丁目でございます。位置は、2番の 手前側に位置します。前回と変わりございませんでした。

続きまして4番、小茂根五丁目にある倉庫でございます。以前から不 法投棄が目立っており、昨夏より不法投棄が増えている印象がございま す。この状況については、あらためて東京都農業振興事務所にご報告し たいと考えております。

続きまして5番、同じく小茂根五丁目で資材置場となっております。 昨夏の調査時には雑草が目立っておりましたが、現在は目立たなくなっておりました。

続きまして6番、同じく小茂根五丁目の会社の敷地の一部でございま す。前回と変わりございませんでした。

続きまして7番、大谷口上町の日大板橋病院前にある道路の一部でございます。前回と変わりございませんでした。

続きまして8番、若木二丁目でございます。前回と変わりございませんでした。

続きまして9番、新河岸一丁目のゴルフ練習場の入口でございます。 前回と変わりございませんでした。

最後に10番、新河岸三丁目の農耕貸付地でございます。しっかり耕作されている状態でございました。

調査結果については、東京都農業振興事務所にご報告いたします。

会 長

この件につきまして、ご質問等ございましたら、お願いいたします。

安井委員

未貸付地について、活用はできないのでしょうか。

事務局長

未貸付地は、接道していないところがあり、活用が難しくなってございます。ただし、接道しているところもあるので、機会を捉えて、都を

通じて国に働きかけてみたいと思います。

会 長

他にご意見、ご質問等ございますか。ないようですので、次に進めさせていただきます。

報告事項(6)農地管理指導について、事務局、説明をお願いいたします。

事務局長

こちらも書記からご説明いたします。

書記

(農地管理指導の実施状況について報告)

この件につきまして、ご意見、ご質問等ございますか。

ないようですので、これをもちまして第9回定例総会を閉会いたします。

(終了時間 午後3時10分)

次回の日程を下記のとおり決定し散会

・運営委員会 4月19日(月) 午後2時00分

・定例総会 4月26日(月) 午後2時00分